◇経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律施行令（政令第三九四号）（内閣府本府）

1　経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律（以下「法」という。）第七条の規定に基づき、次に掲げる物資を特定重要物資として指定することとした。（第一条関係）

㈠　抗菌性物質製剤
㈡　肥料
㈢　永久磁石
㈣　工作機械及び産業用ロボット
㈤　航空機の部品（航空機用原動機及び航空機の機体を構成するものに限る。）
㈥　半導体素子及び集積回路
㈦　蓄電池
㈧　インターネットその他の高度情報通信ネットワークを通じて電子計算機（入出力装置を含む。）を他人の情報処理の用に供するシステムに用いるプログラム
㈨　可燃性天然ガス
㈩　金属鉱産物（マンガン、ニッケル、クロム、タングステン、モリブデン、コバルト、ニオブ、タンタル、アンチモン、リチウム、ボロン、チタン、バナジウム、ストロンチウム、希土類金属、白金族、ベリリウム、ガリウム、ゲルマニウム、セレン、ルビジウム、ジルコニウム、インジウム、テルル、セシウム、バリウム、ハフニウム、レニウム、タリウム、ビスマス、グラファイト、フッ素、マグネシウム、シリコン及びリンに限る。）
㈠㈠　船舶の部品（船舶用機関、航海用具及び推進器に限る。）

2　法第一六条第一項第一号の政令で定める金融機関を、銀行、長期信用銀行等とすることとした。（第二条関係）

3　法第一六条第四項第一号の政令で定める法律を、農業協同組合法、水産業協同組合法等とすることとした。（第三条関係）

4　法第一三条第一項第一号に規定する供給確保促進円滑化業務が行われる場合における株式会社日本政策金融公庫法施行令第三〇条第一項並びに第三一条第一項及び第二項の規定の適用について、所要の読替規定を整備することとした。（第四条関係）

5　ゴム製品製造業、ソフトウェア業若しくは情報処理サービス業又は旅館業の中小企業者の範囲を定めることとし、法第二六条第八号の政令で定める組合及び連合会を、事業協同組合、事業協同小組合、協同組合連合会等とすることとした。（第五条関係）

6　中小企業信用保険法に規定する保険関係であって、供給確保関連保証に係るものについての保険料率を定めることとした。（第六条関係）

7　主務大臣は、法第三〇条第一項から第三項までの規定による求めをするときは、財務大臣に対し、それぞれ関税定率法第七条第六項、第八条第五項又は第九条第六項の調査を開始するか否かを判断するために必要な証拠を提出することとした。（第七条関係）

8　法第三四条第六項の規定による納付金の納付の手続及びその帰属する会計その他国庫納付金に関し必要な事項を定めることとした。（第八条関係）

9　農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律施行令において特定業務を営む特定承継会社について銀行とみなして適用する法令に、経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律施行令を追加することとした。（附則第二項関係）

10　この政令は、公布の日から施行することとした。

◇農地中間管理事業の推進に関する法律による不動産登記の特例に関する政令（政令第三九五号）（法務省）

1　趣旨

この政令は、農地中間管理事業の推進に関する法律（平成二五年法律第一〇一号。以下「法」という。）第二六条の二の規定による不動産登記法（平成一六年法律第一二三号）の特例を定めるものとした。（第一条関係）

2　代位登記

農地中間管理機構（以下「機構」という。）は、4又は5の規定により登記を申請する場合において、必要があるときは、次の㈠から㈤までに掲げる登記を当該㈠から㈤までに定める者に代わって申請することができるものとした。（第二条関係）

㈠　土地の表題登記　所有者
㈡　土地の表題部の登記事項に関する変更の登記又は更正の登記　表題部所有者若しくは所有権の登記名義人又はそれらの相続人その他の一般承継人
㈢　所有権の登記名義人の氏名若しくは名称又は住所についての変更の登記又は更正の登記　所有権の登記名義人又はその相続人その他の一般承継人
㈣　所有権の保存の登記　表題部所有者の相続人その他の一般承継人
㈤　相続その他の一般承継による所有権の移転の登記　相続人その他の一般承継人

3　代位登記の登記識別情報

㈠　登記官は、2の規定による申請に基づいて2の㈣又は㈤に掲げる登記を完了したときは、速やかに、当該登記に係る登記権利者のために登記識別情報を機構に通知しなければならないものとした。（第三条第一項関係）

㈡　㈠の規定により登記識別情報の通知を受けた機構は、遅滞なく、これを㈠の登記権利者に通知しなければならないものとした。（第三条第二項関係）

4　既登記の所有権の移転の登記の申請

法第一八条第八項の規定により既登記の所有権が移転した場合における所有権の移転の登記は、機構が申請しなければならないものとした。（第四条関係）

5　未登記の所有権が移転した場合の登記の申請

法第一八条第八項の規定により未登記の所有権が移転した場合には、機構は、機構を登記名義人とする所有権の保存の登記を申請しなければならないものとした。（第五条関係）

6　添付情報

4又は5の規定により登記を申請する場合には、機構は、次に掲げる情報をその申請情報と併せて登記所に提供しなければならないものとした。ただし、㈢に掲げる情報は、機構が登記義務者である場合には、提供することを要しないものとした。（第六条関係）

㈠　農用地利用集積等促進計画の内容を証する情報
㈡　法第一八条第七項の規定による公告があったことを証する情報
㈢　登記義務者又は表題部所有者の承諾を証するこれらの者が作成した情報

7　登記識別情報の通知

㈠　登記官は、4又は5の規定による申請に基づきこれらの規定による登記を完了したときは、速やかに、当該登記に係る登記権利者のために登記識別情報を機構に通知しなければならないものとした。（第七条第一項関係）

㈡　㈠の規定により登記識別情報の通知を受けた機構は、遅滞なく、これを㈠の登記権利者に通知しなければならないものとした。（第七条第二項関係）

8　法務省令への委任

この政令に定めるもののほか、この政令に規定する登記についての登記簿及び登記記録の記録方法その他の登記の事務に関し必要な事項は、法務省令で定めるものとした。（第八条関係）

9　施行期日

この政令は、農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律（令和四年法律第五六号）の施行の日（令和五年四月一日）から施行するものとした。

◇水質汚濁防止法施行令の一部を改正する政令（政令第三九六号）（環境省）

1　次に掲げる物質を指定物質に追加することとした。（第二条の三関係）

㈠　アニリン
㈡　ペルフルオロオクタン酸（別名ＰＦＯＡ）及びその塩
㈢　ペルフルオロ（オクタン―一―スルホン酸）（別名ＰＦＯＳ）及びその塩
㈣　直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩

2　この政令は、令和五年二月一日から施行することとした。